

**5分で読める  
ちょっと役に立つ  
専門家相談業務内容**

この小冊子は、専門家の相談業務内容を解説しています。その他に、特に弁護士と相談する場合について詳しく相談業務の流れを解説しています。

平成23年9月

## 専門家の仕事内容について教えて！

専門家はどんな相談にのってくれるのでしょうか？ 知っていますか？ 相談するにしても専門家はどんなアドバイス業務をしているのか知ってから相談しましょう。

Q

税理士はどんな仕事をしてくれるのですか？

A

### ①税務書類の作成

税務官公署に提出する申告書や申請書等の書類を作成します。

### ②税務相談

税務署に対する申告や申告書等の作成に関し、租税計算について相談に応じます。

### ③会計業務

財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を行います。

租税に関する訴訟の補佐人

租税に関する訴訟において訴訟代理人（弁護士）とともに出頭・陳述し、納税者を支援します。

Q

行政書士はどんな仕事をしてくれるのですか？

A

行政書士の仕事は、役所に提出する許認可等の申請書類の作成や提出手続代理をします。

主な業務として、建設業許可関係、農地法関係、会社設立、相続・遺言、内容証明、開発許可関係、産業廃棄物許可関係、風俗営業許可関係、自動車登録、外国人の出入国事務関係、各種契約書の作成があります。

Q

司法書士はどんな仕事をしてくれるのですか？

A

司法書士の仕事は、土地や住宅を購入した時の所有権移転登記の申請を行います。

不動産の登記以外に株式会社・有限会社等会社や特定非営利活動法人（いわゆるNPO法人）・協同組合等法人にかかる設立等の登記手続も行います。

Q

社会保険労務士はどんな仕事をしてくれるのですか？

A

代行・代理業としては、労働基準法、労働者災害補償、保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法、介護保険法などの申請書等の提出があります。

休業補償、出産育児一時金、出産手当金、傷病手当金などの請求業務があります。労働保険、社会保険の加入・脱退、給付金、助成金などの請求業務があります。

書類作成としては、労働者名簿、賃金台帳、就業規則、賃金・退職金規程などがあります。

相談指導としては、賃金、退職金、労働時間、福利厚生、年金、採用、人事、賞与、解雇、定年、教育訓練、能力開発、安全衛生管理、個別労働関係紛争の事前防止や解決、紛争調整委員会におけるあっせん代理、労務診断などがあります。

Q

弁理士はどんな仕事をしてくれるのですか？

A

発明、考案をしたとき（特許権、実用新案権の取得）、物品のデザインを考えたとき（意匠権の取得）、商品やサービスのマークを考えたとき（商標権の取得）を特許庁に出願手続きの代行をします。

## 弁護士の業務と費用について

**Q** 弁護士はどんな仕事をしてくれるのですか？

**A** 弁護士が取り扱っている業務には、次のようなものがあります。

法律相談、訴訟事件、調停事件、示談交渉事件、契約締結交渉、離婚事件。

民事執行事件、破産・和議・会社整理・特別清算・会社更生などの申立事件、任意整理事件。

刑事事件、少年事件、簡単な家事審判、法律関係の調査、契約書及びこれに準ずる書類の作成、内容証明郵便、遺言書作成、遺言執行、会社設立等、簡易な自賠償請求などがあります。

**Q** 弁護士に支払う費用にはどんな種類があるのですか？

**A** 弁護士に支払う費用の種類としては

①着手金、②報酬金、③実費、日当、④手数料、⑤法律相談料、⑥顧問料等があります。

費用は、案件の内容（当事者間の争いの有無や難易度の違い）で、必要となる費用が変わってきます。

### ①着手金

着手金は弁護士に案件を依頼した段階で支払うものです。事件の結果に関係なく、つまり不成功に終わっても返還されません。

着手金はつぎに説明する報酬金の内金、あるいはいわゆる手付でもありませんので注意してください。

## ②報酬金

報酬金というのは案件が成功に終わった場合、事件終了の段階で支払うものです。

成功というのは一部成功の場合も含まれます。その度合いに応じて支払います。ただし、まったく不成功（裁判でいえば全面敗訴）の場合は支払う必要はありません。

## ③実費、日当

実費は文字どおり案件処理のため実際に出費されるものです。裁判を起こす場合でいえば、裁判所に納める印紙代と予納郵券（切手）代、記録謄写費用、案件によっては保証金、鑑定料などがかかります。

出張を要する案件については交通費、宿泊費、日当を支払うこととなります。日当は出張1回ごとにいくらと定めて支払います。

## ④手数料

手数料は、当事者間に実質的に争いのないケースでの事務的な手続を依頼する場合に支払います。

手数料を支払う場合としては書類（契約書、遺言など）作成、遺言執行、会社設立、登記、登録などがあります。

## ⑤法律相談料

依頼者に対して行う法律相談の費用として支払われます。法律相談料は、案件単位で個人から受ける初めての法律相談（事業に関する相談を除く）である「初回市民法律相談料」とそれ以外の「一般法律相談料」があります。

## ⑥顧問料

企業や個人と顧問契約を締結し、その契約に基づき継続的に行う一定の法律事務に対して支払われるものです。

**Q**

弁護士との間でトラブルが生じた場合はどうしたらよいのでしょうか。

**A**

全国のほとんどの弁護士会では、弁護士の活動に関する苦情等を受け付ける「市民窓口」が設けられています。弁護士の活動で納得できない場合があったら、まずその弁護士の所属する弁護士会の市民窓口にご相談します。

**Q**

弁護士の法律相談料はいくら掛かるのでしょうか？

**A**

日本弁護士連合会のホームページによると、知り合いに弁護士がいなくて誰に法律相談をしたらよいか悩んだ人が、誰でも相談できるように各地に法律相談センターがあります。相談料の有無や相談時間が異なります。

いずれの法律相談センターも、一定の場所を確保して定期的に法律相談を実施しております。

東京弁護士会の有料相談の相談料は、原則として30分以内5,000円。15分ごとに延長料金2,500円を基本にしています（消費税除く）。

日本弁護士連合会以外に国が運営している法テラス（7頁に解説）も法律相談の水先案内をしてくれます。

**Q**

相談に伺うときに、必要なことは何ですか？

**A**

①できるだけ本人が来所すること。

②相談内容を時系列に整理します。関係者や物件は図面化すると、理解が深まります。

③相談内容に関する書類や書面がある場合は、それらをコピーし、持参します。

④不利と思われることも、必ず話します。

**Q**

法的トラブルに巻き込まれて困っているときに相談できる日本弁護士連合会以外の窓口はありますか？

**A**

国が設立した「日本司法支援センター(法テラス)」があります。

例えば、「口約束でお金を貸したけど借りた相手は借用書が無いから無効と言っている」というようなお金の貸し借りの悩み。

例えば、「夫から自分の親を侮辱された。これって離婚原因になるのですか？」「妻に借金や浪費癖があります。これは離婚原因として認められるのですか？」というような夫婦のトラブル。それ以外にも、消費者被害、相続・遺言、労働、保険・年金・社会保障、事故・損害賠償、犯罪被害、法的手続の問題などの相談先を無料で紹介してくれます。

「日本司法支援センター(法テラス)」とは、法的な悩みを抱えていても、どこに相談するかわからないときの水先案内人です。この制度を知らない人が約7割という世論調査もありました。法的トラブルを抱えたら、まずは「日本司法支援センター(法テラス)」に電話しましょう。悩みの解決のスタートになるかもしれません。

法テラス電話番号は：0570-078374

**Q**

法テラスに相談したところ弁護士さんに案件のトラブル解決を依頼することになりました。そこで、書類作成費や着手金をはらうことになりました。法テラスはこのように費用を立て替え払いしてくれるのですか？

**A**

できます。手順は

- ①最初に無料の法律相談を受けてもらう必要があります。
- ②無料相談を受けた結果、援助が必要と判断された場合に、費用の立替をします。

**Q**

法テラスはどんな案件でも、収入に制限なく費用を立て替え払いしてくれるのですか？

**A**

立て替えには当然、条件があります。

前頁の①と②の条件以外に、

③勝訴の見込みがあること。

④収入基準を満たしていること。

### ●収入基準

世帯人数	手取月収額の基準
1人	18万2,000円以下
2人	25万1,000円以下
3人	27万2,000円以下
4人	29万9,000円以下

- ・ 申込者の賞与を含む手取り月収額が上記の収入制限を満たしていること。
- ・ 申込者の同居の家族の収入のうち家計の足しになると認められる収入は申込者の収入に合算します。
- ・ 申込者が家賃または住宅ローンを負担している場合には上記基準額に一定額が加算されます。詳細は法テラスに聞いてください。
- ・ 収入条件以外に資産条件もあります。詳細は法テラスに聞いてください。
- ・ 費用については、立替え制です。  
援助開始決定後、月額5,000円～10,000円ずつを支払って返済します。